

鳥取縣公報

昭和十九年五月十九日
第一千五百二十八號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

目次

○條 例	鳥取縣稅賦課徵收條例中改正	一頁
○告 示	縣稅檢査章返納並交付	二頁
	男子洋服裏返シ加工賃、改造賃及修繕料最高料金指定	二頁
	公有水面埋立免許	五頁
	天神川支川竹田川附屬物認定	六頁
	天神川支川小鴨川附屬物認定	六頁
	天神川支川小鴨川河川附屬物認定廢止	六頁
	天神川支川小鴨川河川區域一部認定	七頁
	天神川支川竹田川及小鴨川筋河川敷地及同附屬物ノ公用廢止	七頁

條 例

◇鳥取縣條例第五號

昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例中左ノ
通改正ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條ノ二 前條ニ掲グルモノノ外知事ニ於テ公益上其
ノ他特別ノ事由ニ依リ課稅ヲ不適當ト認ムルモノニ付テ
ハ課稅セザルコトヲ得

附 則

本條例ハ昭和十九年三月一日ヨリ之ヲ適用ス

告示

鳥取縣告示第二百七十二號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納竝交付セリ

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區分番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
一一一	昭和十九年五月三日返納	西伯郡東長田村役場	書記	山田 滿惠
一三六	昭和十九年五月五日交付	同	同	板 榮治

鳥取縣告示第二百七十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル男子洋服裏返シ加工賃、改造賃及修繕料最高料金左ノ通指定ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 男子洋服等裏返シ加工賃、改造賃及修繕料最高料金
 - (一) 洋服等裏返シ最高價格 (一着ニ付)
 - 1 國民服乙號上下組 一九、五〇
 - 2 詰襟上下組 一九、五〇
 - 3 背廣三ツ揃 二七、〇〇
 - 4 國民服甲號上下組 二一、〇〇
 - 5 國民服外套 二二、〇〇
 - 6 オーバー 二二、〇〇
 - 7 絹服又ハ麻服上下組 一九、〇〇
 - 8 モーニング三ツ揃 三四、〇〇
 - 9 トンビ 二二、〇〇
 - 10 大和コート又ハモデリ 一六、〇〇
 - 11 ジャンパー 一一、〇〇
 - 12 モーニング上衣 二〇、〇〇
 - 13 國民服詰襟上衣 一三、〇〇
 - 14 背廣上衣 一六、〇〇
 - 15 國民服甲號上衣 一四、五〇
 - 16 チヨツキ 五、〇〇

- 17 ズボン 七、七〇
- 18 半ズボン 六、〇〇
- 19 乗馬用ズボン 九、五〇
- (イ) 裏返シ以外ノ修繕ヲ爲シタル場合ハ別ニ(三)ノ修繕料ヲ本表加工賃ニ加算スルコトヲ得ルモノトス
- (ロ) 本表加工賃ハ仕立ニ要スル裏生地、胴裏生地、袖裏生地、チヨツキ裏生地、チヨツキ背裏生地及チヨツキ前裏生地以外ノ附屬品代ヲ含ムモノトス
- (ハ) 本表加工賃ハ片前仕立加工賃ニシテ兩前仕立ハ本表價格ノ五分上テ變リ型仕立ハ一割上テトス
- (ニ) 本表加工賃ハ引解代ヲ含ムモノトシ引解シタルモノニ付テハ本表加工賃ノ一割下ゲトス
- (ホ) 品種ヲ變更セズシテ裁斷直シノ上寸法ヲ變更シテ裏返シヲ爲シタル場合ハ本表價格ノ二割上ゲトス
- (二) 洋服等改造加工最高價格 (一着ニ付)
 - 1 背廣三ツ揃ヲ解テ爲シ裁斷直シノ上寸法ヲ變更シタル場合 一三、〇〇

- 2 背廣三ツ揃ヲ襟及前身ハナ先ノミニテ國民服乙號上下組ニ改造シタル場合 九、〇〇
- 3 モーニング上衣ヲ背廣型ニ改造シタル場合 九、〇〇
- 4 トンビオーバー上衣ヲジャンパーニ改造シタル場合 九、〇〇
- (イ) 本表加工賃ハ裏返シ以外ノ修繕ヲ爲シタル場合ハ別ニ(三)ノ修繕料ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
- (ロ) 本表加工賃ハ仕立ニ要スル裏生地、胴裏生地、袖裏生地、チヨツキ裏生地、チヨツキ背裏生地及チヨツキ前裏生地以外ノ附屬品代ヲ含ムモノトス
- (ハ) 本表加工賃ハ片前仕立ノ加工賃ニシテ兩前仕立ハ本表價格ノ五分上テ變リ型仕立ハ一割上ゲトス
- (ニ) 本表加工賃ハ引解代ヲ含ムモノトシ引解シタルモノニ付テハ本表加工賃ノ一割下ゲトス
- (ホ) 品種ヲ變更シ裁斷直シノ上寸法ヲ變更シテ裏返シヲ爲シタル場合ハ本表價格ノ二割上ゲトス
- (三) 修繕料最高價格
 - 1 綻ビ直シ (延尺一寸ニ付) 〇、〇五

- 2 カケハギ () 一、五〇
- 3 破レ直シ () 〇、一〇
- 4 カギザキ直シ () 〇、二〇
- 5 袖付直シ () 〇、一〇
- 6 兩裏地取替 (一着ニ付)
 - (イ) 國民服又ハ詰襟上衣 四、五〇
 - (ロ) 背廣上衣 四、五〇
 - (ハ) モーニング上衣 七、〇〇
 - (ニ) 國民服外套又ハオーバー 六、五〇
 - (ホ) トンビ 六、五〇
 - (ヘ) 大和コート又ハモヂリ 六、〇〇
 - (ト) 國民服、詰襟背廣上衣裏スツ廻リ破レ 一、〇〇
 - (チ) オーバー及トンビ裏スツ廻リ破レ 一、五〇
 - 7 袖裏(羽根裏)取替 (一着ニ付)
 - (イ) 國民服、詰襟、背廣又ハモーニング 一、五〇
 - (ロ) 國民服外套又ハオーバー 一、五〇
 - (ハ) トンビ(羽根裏) 二、五〇
 - (ニ) 大和コート又ハモヂリ 二、〇〇

- 8 チヨツキ裏取替 (一着ニ付)
 - (イ) チヨツキ背 一、〇〇
 - (ロ) チヨツキ裏 一、〇〇
 - (ハ) チヨツキ前裏 一、五〇
 - (ニ) チヨツキ背前及背裏全部 三、五〇
 - 9 ズボン裏取替 (一着ニ付)
 - (イ) ズボン腰裏取替 一、四〇
 - (ロ) ズボン膝當取替 一、〇〇
 - (ハ) ズボン尻當付ケ 一、〇〇
 - 10 ポケツト蓋裏取替(一個ニ付) 〇、五〇
 - 11 ポケツト取替 () 〇、七〇
 - 12 丈直シ (一着ニ付)
 - (イ) 國民服、詰襟又ハ背廣上衣 二、四〇
 - (ロ) モーニング上衣 四、〇〇
 - (ハ) チヨツキ 一、〇〇
 - (ニ) ズボン 一、〇〇
 - (ホ) 國民服外套又ハオーバー 三、〇〇
 - (ト) 大和コート又ハモヂリ 二、〇〇

- (イ) 大和コート又ハモヂリ 二、五〇
- 13 袖丈、裾又ハ羽根丈直シ(一着ニ付)
 - (イ) 袖丈直シ 一、八〇
 - (ロ) 裾直シ 一、二〇
 - (ハ) 羽根丈直シ 二、〇〇
 - 14 胴廻リ又ハ身幅直シ(一着ニ付)
 - (イ) モーニング 六、五〇
 - (ロ) 國民服、詰襟又ハ背廣上衣ノ胴直シ 四、〇〇
 - (ハ) チヨツキ 一、四〇
 - (ニ) ズボン腹廻リ 一、五〇
 - (ホ) ズボン腰廻リ 二、二〇
 - (ト) 國民服外套又ハオーバー 五、〇〇
 - (チ) トンビ 五、〇〇
 - (リ) 大和コート又ハモヂリ 五、〇〇
 - 15 太サ直シ (一着ニ付)
 - (イ) 國民服、詰襟又ハ背廣上衣ノ袖 二、〇〇
 - (ロ) 國民服外套又ハオーバーノ袖 二、〇〇
 - (ハ) ズボン(内股) 二、〇〇

16 上襟取替 (一着ニ付) 二、〇〇

本表料金ハ引解代ヲ含ムモノトス
 本表修繕料ハ裏地及附屬生地代ヲ除キタルモノトス
 二 本表ハ婦人服及小供服ニハ之ヲ適用セザルモノトス

鳥取縣告示第二百七十四號
 左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ
 昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者
 氣高郡湖山村水利組合 代表者 山根壽三郎
 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村宇大伏一、二六番五四ヨリ
 一、二二六番九七ニ至ル地先湖山川舊河川敷
 一 埋立ノ面積 千百九十八歩
 一 埋立ノ目的 耕地造成
 一 工事着手及竣功期限
 免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ昭和二十年十二月三十一日迄ニ竣功

鳥取縣告示第二百七十五號

天神川支川竹田川筋料杭九九〇米以下ニ於ケル左記工作物ヲ河川ノ附屬物ト認定ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

左 岸 堤 防

自東伯郡倉吉町大字殿城字松原	第一號	九九〇米	延 長	摘要
至同郡同町大字下田中字下欠戸		九九〇米		

以上別圖表示ノ通(圖面ハ縣ニ保管ス)

鳥取縣告示第二百七十六號

天神川支川小鴨川筋料杭四軒五二七米以下ニ於ケル左記工作物ヲ河川ノ附屬物ト認定ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

自東伯郡小鴨村大字生田字山ノ上	第一號	四、五二七米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字福山字下河原		四、五二七米		

以上別圖表示ノ通(圖面ハ縣廳ニ保管ス)

鳥取縣告示第二百七十七號

天神川支川小鴨川筋料杭四軒五二七米以下左記河川附屬物ノ認定ヲ廢止ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

自東伯郡上小鴨村大字福山字下河原	第一號	四、四八五米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字福山字下河原		四、四八五米		
自東伯郡上小鴨村大字福山字宮ノ前通リ	第一號	四、四八五米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字福山字宮ノ前通リ		四、四八五米		
自東伯郡上小鴨村大字生田字古屋敷	第一號	三、八七五米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字生田字古屋敷		三、八七五米		

自東伯郡小鴨村大字生田字古屋敷	第一號	八〇米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字生田字古屋敷		八〇米		
自東伯郡小鴨村大字生田字古屋敷	第一號	八〇米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字生田字古屋敷		八〇米		

水 制

自東伯郡小鴨村大字生田字下河原	第一號	六、四米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字生田字下河原		六、四米		

以上別圖表示ノ通(圖面ハ縣ニ保管ス)

鳥取縣告示第二百七十八號

河川法施行河川用支川小鴨川河川區域ノ一部ヲ左ノ通認定ス

昭和十九年五月十九日

自東伯郡上小鴨村大字福山字下河原	第一號	三、九四米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字福山字下河原		三、九四米		
自東伯郡上小鴨村大字福山字宮ノ前通リ	第一號	三、九四米	延 長	摘要
至同郡同小鴨村大字福山字宮ノ前通リ		三、九四米		

鳥取縣告示第二百七十九號

天神川支川竹田川及小鴨川筋左記河川敷地及同附屬物ハ其ノ公用ヲ廢止ス

昭和十九年五月十九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

河 川 敷 地

公用廢止區域

自東伯郡倉吉町大字殿城字新市二八三ノ一地先

至同郡同町大字殿城字渡シ河原八一ノ七地先

自東伯郡上小鴨村大字福山字下河原一、七三四地先

至同郡同小鴨村大字福山字宮ノ前通リ一三九地先

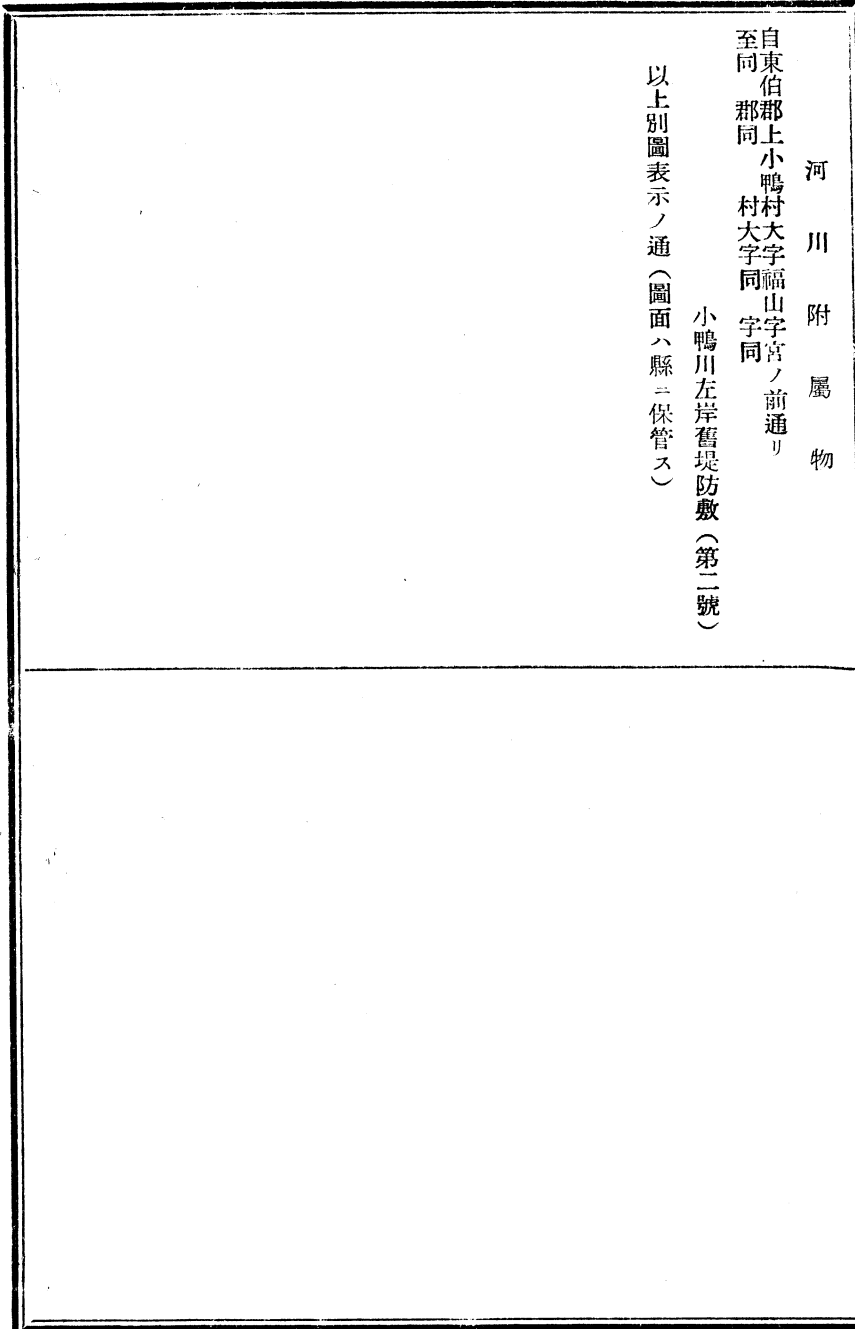
小鴨川左岸新堤敷線以內

河川附屬物

自東伯郡上小鴨村大字福山字宮ノ前通り
至同郡同村大字同字同

小鴨川左岸舊堤防敷(第二號)

以上別圖表示ノ通(圖面ハ縣ニ保管ス)



昭和十九年五月十九日印刷
昭和十九年五月十九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

印刷

鳥取縣